

第 38 回全国都市緑化くまもとフェア観客誘致・広報宣伝実施運営業務委託 実施要項（公募型プロポーザル方式）

1 業務概要

(1) 業務委託名

第 38 回全国都市緑化くまもとフェア観客誘致・広報宣伝実施運営業務委託

(2) 目的

本業務は、令和 4 年（2022 年）3 月 19 日（土）から 5 月 22 日（日）にかけて開催する第 38 回全国都市緑化くまもとフェア（以下「くまもとフェア」という。）において、「くまもとフェア観客誘致実施計画」（以下「観客誘致実施計画」という。）及び「くまもとフェア広報宣伝実施計画」（以下「広報宣伝実施計画」という。）に基づき、都市緑化の推進や地域の活性化を図るため、くまもとフェアの「観客誘致」及び「広報宣伝」に関する準備、実施、運営等を行うことで円滑な事業推進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 1「第 38 回全国都市緑化くまもとフェア観客誘致・広報宣伝実施運営業務委託基本仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 4 年（2022 年）11 月 30 日（水）までとする。

(5) 業務規模・提案上限額

69,235 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部署

〒860-0807 熊本市中央区下通 1-7-18 谷脇ビル 3 階

第 38 回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会事務局（以下「事務局」という。）

（熊本市都市建設局土木部公園課全国都市緑化フェア推進室内）

電話：096-328-2525（直通）

F A X：096-288-2695

Mail：ryokkafair@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

令和 3 年（2021 年）

7 月 7 日（水）	公募開始、関係書類等の配布、質問書の受付
7 月 20 日（火）	参加表明書提出期限、質問書提出期限
7 月 21 日（水）	参加資格決定通知
7 月 26 日（月）	質問への回答開始（HP での一括回答）
8 月 6 日（金）	技術提案書提出期限
8 月 12 日（木）【予定】	ヒアリング及び審査委員会（日程は参加資格審査後に通知します。）
8 月中旬頃【予定】	審査結果通知

4 参加資格要件

本業務は、単独の業者又は任意に結成された2者以上の共同企業体による実施方式とする。

単独の業者として参加する場合は、次に掲げる条件をすべて満たす者であるとともに、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体として参加する場合は、次に掲げる(1)～(8)を共同企業体のすべての構成員が満たすべき条件とし、(9)においては共同企業体の構成員のうち半数以上が満たすべき条件、(10)においては共同企業体の代表者が満たすべき条件とする。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
（新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む）
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、熊本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本県内に本店又は支店・営業所等を有する者であること。
- (10) 県内外から広く誘客を図るイベント等における観客誘致または広報宣伝関連の業務実績を有すること。

5 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布

(1) 配布方法

くまもとフェアホームページ及び、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部署で配布する。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない。

(2) 配布期間

令和3年（2021年）7月7日（水）から20日（火）までの、午前8時30分から午後5時までとする（ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日を除く）。

6 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、以下のとおり「参加表明書」及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 参加資格審査調書（様式第2号） 1部

ウ 同種業務実績調書（様式第3号） 1部

（同種業務の実績については、参加表明書等の提出日までに履行が完了したものに限り。）

エ 同種業務の実績を証する契約書等の写し等 各1部

オ 同種業務を実施した際に作成した公式ガイドブック、パンフレット、チラシ等広報媒体の作成内容が分かるもの（様式は自由） 各1部

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

(2) 提出期限

令和3年（2021年）7月20日（火）午後5時まで

(3) 提出先

2の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参の場合は開庁日（休日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

イ 郵送の場合は一般書留又は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。

不慮の事故による紛失または遅配については考慮しない。

(5) 留意事項

ア 様式については、参加表明書等提出時点において記載すること。

イ (1) エ、オの書面が添付されていない場合は、当該実績を有しているとは認めない。

また、(1) エ、オにより提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(6) 参加資格の決定及び通知

参加表明書を提出したすべての者に対して、参加資格の審査結果を令和3年（2021年）7月21日（水）までに通知する。（参加資格決定の通知を受けた者を、以下「プロポーザル参加者」という。）

(7) 辞退

参加表明書を提出後に都合により辞退を申し出る場合は、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

7 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、くまもとフェア実行委員会会長（以下「実行委員会会長」という。）に対してプロポーザルの参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 実行委員会会長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 説明会

本件公募型プロポーザルに伴う説明会等は実施しない。

9 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第4号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。

ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず2の担当部署に電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和3年（2021年）7月7日（水）から7月20日（火）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部署

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

なお、くまもとフェアホームページ及び熊本市ホームページにも記載する。

ア 閲覧期間

令和3年（2021年）7月26日（月）までに開始し、8月6日（金）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部署

10 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

プロポーザルに参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

なお、プロポーザル参加者がいなかった場合には再度公募し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

再度公告し、プロポーザル参加者が1者以上あった場合も、プロポーザルを行うものとする。

11 技術提案書等の提出

6（6）の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、技術提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

- | | |
|---|------------|
| ア 技術提案書提出書（様式第5号） | 原本1部 |
| イ 技術提案書表紙（様式第6号）及び技術提案書 | 原本1部、写し10部 |
| ウ 業務実施体制書（様式第7の1号、7の2号） | 原本1部、写し10部 |
| エ 管理責任者経歴書（様式第8号） | 原本1部、写し10部 |
| オ 担当者経歴書（様式第9号） | 原本1部、写し10部 |
| カ 見積書（様式は自由。別紙1「第38回全国都市緑化くまもとフェア観客誘致・広報宣伝実施運営業務委託基本仕様書」の5 業務内容の（1）観客誘致関連事業及び（2）広報宣伝関連事業の項目ごとに内訳を記載すること。） | 原本1部、写し10部 |

※見積書の金額は、税込(10%)で1 業務概要（5）業務規模・提案上限額に定める金額以内とすること。この金額を超えて見積書を提出した者は失格とする。

(2) 技術提案書作成の留意事項

技術提案書は次の事項に留意して作成し、確実に実施することができる内容で、かつ本業務目的の達成に十分に寄与できる内容とすること。

ア 特定テーマ1については、A3版（横置き）1枚以内、特定テーマ2については、A3版（横置き）2枚以内、特定テーマ3については、A3版（横置き）1枚以内で記載すること。

イ 文章を補完するためのイメージスケッチ、写真等は使用してよい。

ウ 技術提案書の文字の大きさは10ポイント以上とする。

エ 提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

【特定テーマ】

（テーマ1）「業務の実施方針・計画」

本業務を遂行するにあたっての業務実施体制、方針や工程等の業務計画に関する特徴や工夫について記載すること。また、関係団体等と連携体制やその手法についても記載すること。

（テーマ2）「観客誘致関連事業・広報宣伝関連事業について」

目標来場者数160万人達成のため、各種媒体や時期に応じた効果的で訴求力の高い情報発信や観客誘致・広報宣伝の企画提案等について、1 業務概要（5）業務規模・提案上限額の範囲内で最大限の効果を得るための具体的な実施内容等を記載すること。

（テーマ3）「自由提案」

別紙1「第38回全国都市緑化くまもとフェア観客誘致・広報宣伝実施運営業務委託基本仕様書」に記載する自由提案（①TV局とタイアップした市民参加型イベント、②中央商店街のアーケード内や商業施設、大型ショッピングセンター等の民間の集客施設における広報手段、③フォトスポットの設置、④学生や市民参加型のコンテンツや制作物の展示）について、直接的な来場者誘客やくまもとフェア開催期間中の複数回の来場に繋がるような具体的な実施内容等を記載すること。

（3）提出書類の規格・部数

ア 各書類の用紙規格はA4及びA3とする。

イ （1）ア～カ（原本）は綴じずに提出すること。

ウ （1）イ～カの各写し10部については、会社名を空欄にするなど会社名を特定できないよう処理したうえで、技術提案書表紙（参加者記号を記載すること）、業務実施体制書、管理責任者経歴書、担当者経歴書、技術提案書、見積書の順に一冊にまとめて10部提出すること。

（4）提出期限

令和3年（2021年）8月6日（金）午後5時まで

（5）提出先

2の担当部署

（6）提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参の場合は、開庁日（休日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

イ 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。また、上記以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

（7）辞退

技術提案書を提出した後に、辞退を申し出る場合は、その旨を書面で提出すること。

1.2 審査及び契約の相手方候補者の選定

審査及び契約の相手方候補者の選定は、くまもとフェア実行委員会が設置する第38回全国都市緑化くまもとフェア観客誘致・広報宣伝実施運營業務委託に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。なお、審査及びヒアリングは非公開とする。

(1) 審査に伴うヒアリングの実施

ア 令和3年(2021年)8月12日(木)を予定しており、詳細については別途プロポーザル参加者に通知する。なお、ヒアリングの順番は、技術提案書の受付順とする。

※技術提案書等のヒアリングを上記の日時で予定しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインでの開催や書類審査のみで実施するなど対応を変更する場合がある。

詳細については今後の新型コロナウイルス感染症の状況により対応を判断し、別途プロポーザル参加者に通知する。

イ ヒアリングを実施する場合は、2の担当部署の会議室にて行う。

ウ 出席者は3名以内とし、本業務の配置予定管理責任者は必ず出席するものとする。

エ ヒアリングは1グループ約30分(説明20分、質疑10分程度)を予定し、順次個別に行う。

オ パワーポイント等の使用は認めるが、スクリーン、プロジェクター以外はすべてプロポーザル参加者側で持参すること。

カ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、本件プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等、実行委員会会長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度実行委員会会長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、本件プロポーザル参加者のヒアリング実施項目については、全て0点として取り扱うものとする。

(2) 審査項目、配点及び審査基準

別紙2「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 契約相手方候補者の選定

ア プロポーザル参加者の中から、審査委員会の審査により、評価点の合計点が最も高い提案者（以下「最高得点者」という。）を契約の相手方候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数いる場合は、審査委員会で協議し決定するものとする。

イ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を契約の相手方候補者とする。

ウ ア、イのいずれの場合においても、評価点が6割に満たない者は、原則として契約の相手方候補者として選定しない。

エ 審査結果については、全プロポーザル参加者に対し郵送により通知する。

1.3 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて技術提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合

- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 他の提案者の協力者であった場合
- (7) 1 業務概要 (5) 業務規模・提案上限額に定める金額を超えて見積書を提出した場合

1.4 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当部署での閲覧及びくまもとフェアホームページ、熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1.5 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、実行委員会会長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 実行委員会会長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書（案）

別紙3「契約書(案)」のとおり。くまもとフェアホームページ及び熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部署で閲覧に供する。

(3) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は返却しない。
- エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 本業務の実施に当たって、提出書類に記載された管理責任者等の配置予定者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたときは、当初の配置予定者と同等以上の業務遂行能力を持っているとして実行委員会会長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、実行委員会会長の承認を得るためには診断書その他実行委員会会長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- キ 提案時に提出された見積金額は、本業務の業務規模以内で業務実施が可能かどうかを判断するためのものであり、契約額を決めるものではない。
- ク 別紙1「第38回全国都市緑化くまもとフェア観客誘致・広報宣伝実施運営業務委託基本仕様書」は

本業務のあらましを示すものであり、業務内容の詳細については、契約の相手方候補者と協議し、本業務の仕様書を作成するものとする。

ケ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとる。

※提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとる。

(4) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、実行委員会会長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求められることができる。

(5) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(6) 申請書類等は、消えるボールペンでの記入は不可とする。

【参考】関係書類

別紙1 第38回全国都市緑化くまもとフェア観客誘致・広報宣伝実施運営業務委託基本仕様書
くまもとフェア観客誘致実施計画
くまもとフェア広報宣伝実施計画

別紙2 受託候補者特定基準

別紙3 契約書（案）

参加表明書（様式第1号）

参加資格審査調書（様式第2号）

同種業務実績調書（様式第3号）

質問書（様式第4号）

技術提案書提出書（様式第5号）

技術提案書表紙（様式第6号）

業務実施体制書（様式第7の1号、7の2号）

管理責任者経歴書（様式第8号）

担当者経歴書（様式第9号）